

平成29年度国家公務員テレワーク実績等の結果概要

1. 平成29年度の国家公務員のテレワーク実績（本省分）は、前年と比べ、**実施者数で4,460人から、6,635人に増加**。実施日数の人日ベースでも、**17,775人日から28,038人日へ増加**。（職員総数は約5.3万人。うちテレワーク実施が認められている人数は約4万人）
2. **職員総数に占める実施割合は8.6%から12.4%**（テレワーク実施可能職員に対する割合では10.8%から16.6%）へ増加。
3. 目的別では、**テレワーク勤務の試行・推進、育児、生産性向上**が多い。
4. 場所別では、**自宅が殆ど**であるが、実家、サテライトオフィスを利用している事例等もある。
5. 許可期間別では、**1日以内が最も多い**。なお、1カ月以内、半年以内、通年とした事例もある。
6. 時間別では**1日単位での取得が殆ど**であるが、半日や時間単位の事例もある。
7. 実施頻度別では、**年数回程度が多い**が、月数回や週数回の事例もある。

<参考：「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日決定）>

同計画の施策集項目Ⅱ-1-(9)人材育成、普及啓発等【基本法第17条、第18条関係】の中に、以下のとおり国家公務員に関して記載。

■国家公務員について、2020年度までに、①必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行い②リモートアクセス機能の全省での導入を行う。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(1)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成28年度実績(本省)			平成29年度目標	平成29年度実績(本省)					未達理由 (一は29年度目標を達成)
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数に 占める割 合	
内閣官房	486	40	1,125	実施職員数、前年度(40人)比増を目指す。	338	88	1,032	勤務経験1年未満を除く全職員	9%	—
内閣法制局	4	4	85	5人日	6	6	84	27	7%	—
人事院	61	20	484	前年度実施を超える人日数(平成28年度:61人日(実績値))を目標とする。	76	7	481	102	1%	—
内閣府	481	64	1,451	現行制度・システムの範囲内で、利用しやすくするために、手続等における改善を行うことにより、利用者の拡大を図る。	585	136	2,116	1,412	6%	—
宮内庁	16	4	742	4人×5日=20人日	30	7	756	748	0.9%	—
公正取引委員会	223	21	651	21人(223人日)	376	34	669	662	5%	—

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(2)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成28年度 実績(本省)			平成29年度目標	平成29年度 実績(本省)					未達理由 (一は29年度目標を達成)
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数 に占める 割合	
警察庁	32	9	3,395	10～15人の施行を目指す。	63	55	3,325	※	2%	—
個人情報保護 委員会	23	3	71	平成28年度に引続き試行を実施することにより、職員の要望等を聴取する。また、平成30年度には育児・介護等の事情がある職員で希望する者は可能な限り実施できるようにし、その他の職員についても、希望があれば実施できるようにする。	20	3	95	95	3%	—
金融庁	184	42	1,515	70人の利用を目標とする。	265	71	1,642	1,642	4%	—
消費者庁	204	36	502	常勤職員の8%以上が実施	313	53	523	326	10%	—
復興庁	5	2	293	実施職員数4人	37	17	298	226	6%	—
総務省	4,882	1,142	2,800	・原則として管理職員は年2回以上のテレワークを実施。 ・未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施	7,048	1,467	2,820	2,820	52%	管理職員約85%がテレワークを実施。うち、約40%が年2回以上のテレワークを実施。国会業務や災害業務等テレワークの実施が困難な管理職員が含まれているため。

※警察庁長官及び次長を除く警察庁内部部局に勤務する常勤職員で次に該当する者 1 育児又は介護のため時間制約のある職員(育児休業又は介護休暇中の職員を除く。) 2 妊娠、けが等により通勤が大きな負担となっている職員 3 上記のほか、テレワークに係る検討の資を得るために必要と認める職員

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(3)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成28年度 実績(本省)			平成29年度目標	平成29年度 実績(本省)					未達理由 (一は29年度目標を達成)
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数 に占める 割合	
法務省	34	22	1,215	試行段階であるためなし	90	62	1,239	1,239	5%	—
外務省	265	23	2,522	40人	716	38	2,448	2,448	2%	—
財務省	410	114	3,652	平成29年6月にリアルタイム コミュニケーションを導入し、 テレワークに関する勤怠管理 の強化及び職場と自宅間のコ ミュニケーションの円滑化を 図る。	466	189	3,687	2,746	5%	—
文部科学省	542	72	2,800	職員のうち5%程度の利用を目 標とする。	1,089	146	2,414	2,414	6%	—
厚生労働省	5,854	1,649	3,627	6,800人日	6440	1,455	3,690	3,690	39%	自宅内にネットワーク環 境がなかったり、私用端 末を所有していない職員 がおり、貸出用の端末も 数に限りがあるため。
農林水産省	336	37	6,718	「テレワーク実施要領」を制 定し、本省内において本格実 施	928	122	6,780	5,053	2%	—

1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(4)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	平成28年度 実績(本省)			平成29年度目標	平成29年度 実績(本省)					未達理由 (一は28年度目標を 達成)	
	人日	人	職員数		人日	人	職員数	テレワーク 実施可能 職員数	職員数 に占め る割合		
経済産業省	3,363	979	6,684	ワークライフバランス推進強化月間等における取組も含め管理職員は原則年2回、他全職員が平均して年1回以上の実施を目指す。	7,155	2,033	7,073	3,546	29%	—	
国土交通省	207	29	7,438	テレワークについて、管理職を始めとする職員への更なる浸透・理解を推進するとともに利便性の向上を図る	883	359	7,560	7,560	5%	—	
環境省	6	3	1,899	実施職員数60	659	118	2,361	879※	5%	—	
防衛省	157	145	2,453	各機関における試行範囲の拡大	455	169	2,447	2,403	7%	—	
合計	17,775	4,460	52,122		28,038	6,635	53,540	40,038			
割合	職員総数に占める割合: 8.6% (4,460 ÷ 52,122 × 100)				職員総数に占める割合: 12.4% (6,635 ÷ 53,540 × 100)						
	実施可能職員数に占める割合: 10.8% (4,460 ÷ 41,242 × 100)				実施可能職員数に占める割合: 16.6% (6,635 ÷ 40,038 × 100)						

※原子力規制委員会においては、勤続6月未満の職員、直近の人事評価がS、A又はB評価でない職員、指導区分に基づき勤務制限を受けている職員は実施対象外。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(5)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	ワークライフバランス推進月間 (平成29年7月、8月)	テレワーク月間 (平成29年11月)
内閣官房	31	35
内閣法制局	1	0
人事院	5	3
内閣府	88	23
宮内庁	3	1
公正取引委員会 ※	69	34
警察庁	32	21
個人情報保護委員会	1	0
金融庁 ※	19	14
消費者庁	13	4
復興庁	11	4
総務省 ※	1,203	498
法務省 ※	18	8
外務省	13	19
財務省	126	8
文部科学省 ※	126	21
厚生労働省	—	—
農林水産省	58	19
経済産業省	1,973	548
国土交通省	55	65
環境省	29	49
防衛省 ※	116	43
合計(人)	3,990	1,417

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、※印の府省庁が該当する。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(6)

～ 地方機関における実績 ～

府省庁等名	平成29年度 実績(地方機関)				(参考)実施規定上 における地方機関で のテレワーク可否
	人日	人	職員数	テレワーク 実施可能職員数	
人事院	0	0	202	0	×
内閣府	0	0	1,257	844	○
宮内庁	0	0	254	253	○
公正取引委員会	0	0	260	253	○
警察庁	0	0	3,932	0	×
復興庁	1	1	305	120	○
総務省	1,993	528	1,984	1,984	○
法務省	167	27	51,868	51,868	○
外務省	0	0	3,829	0	○(一部)
財務省	4,120	159	65,990	52,441	○(一部)
文部科学省	370	9	308	308	○
厚生労働省	279	8	27,964	80	○(一部)
農林水産省	9	4	14,561	4	○(一部)
経済産業省	702	531	2,805	1,937	○(一部)
国土交通省	0	0	50,923	0	○(一部)
環境省	15	2	1,566	(注2)	○(一部)
防衛省	0	0	670	615	○(一部)
合計	7,656	1,269	228,678	110,707	
割合	職員総数に占める割合 : 0.6% (1,269 ÷ 228,678 × 100) 実施可能職員数に占める割合 : 1.1% (1,269 ÷ 110,627 × 100)				

注1: 「地方機関」は、地方支分部局および施設等機関を指す。

注2: 原子力規制委員会においては、勤続6月未満の職員、直近の人事評価がS, A又はB評価でない職員、指導区分に基づき勤務制限を受けている職員は実施対象外。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(7)

～ テレワーク実施の目的① ～

目的別では、テレワーク勤務の試行・推進、育児、生産性向上を目的とした実施が多いことが確認できた。

目的	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合	
育児	24	2	7	47	3	11	8	1	17	7	5	73	36	29	7	34	98	51	90	30	—	183	763	14%	
介護	2	0	0	9	0	2	0	0	1	1	0	9	0	0	0	0	13	7	5	4	—	27	80	1%	
通勤困難(災害、悪天候等への対応(訓練含))	1	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	—	0	14	0.3%	
通勤困難(病気、怪我等)	2	0	0	2	0	4	0	0	0	0	2	—	0	6	1	8	—	10	9	6	1	22	73	1%	
生産性向上	3	0	0	22	0	1	0	2	2	45	3	—	0	5	0	1	—	9	0	1	—	183	277	5%	
テレワーク勤務の試行・推進のため	78	1	0	88	4	18	47	0	40	7	7	—	1	0	105	106	—	46	19	13	318	—	3	2,782	51%
その他	10	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1385※	41	0	0	0	—	1	26	0	—	0	1,469	27%	

※通勤負担削減など

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

テレワークの目的として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

<業務の効率化、通勤負担の軽減>

- 通勤時間の有効活用のため
- 通勤負担の軽減
- 業務効率化

<その他>

- 危機事案発生時の即時対応
- 妊娠中の配偶者のサポート
- ワークライフバランスの推進

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(9)

～ 場所 ～

テレワークの実施場所については、自宅が最も多いが、自宅以外（実家、サテライトオフィス、地方出先機関等）での実施も確認できた。

場所	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合
自宅	101	6	7	165	7	34	55	3	70	45	17	1428	108	38	106	144	1443	121	1981	359	116	418	6,772	97%
自宅以外（実家、サテライトオフィス、地方出先機関等）	1※	0	0	4※	0	0	0	0	1※	1	0	39	0	0	0	2	12	1	155	0	0	0	216	3%
(参考) テレワーク実施規定上、自宅以外で実施可能な省庁										○		○	○			○	○	○	○					

※原則自宅での実施に限っているが、育児介護等の事情などにより、自宅以外での実施を例外的に認めたもの。

注1: 表中の「-」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数の場所で行っているケースがあり、上表では、それら全ての場所の場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(10)

～ 許可期間 ～

テレワークの許可期間については、1日以内が最も多い。なお、1ヶ月以内、半年以内、通年といった長期間許可を得ているケースも確認できた。

許可期間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合	
時間単位	0	4	1	6	0	6	42	0	0	11	0	0	18	0	97	0	—	7	0	0	58	—	250	5%	
1日以内	78	2	2	95	0	32	13	0	7	6	9	1467	90	7	58	95	—	66	19	13	34	62	—	4,036	77%
1週間以内	5	0	0	6	0	2	0	0	1	21	3	0	0	12	1	14	—	20	1	279	1	—	366	7%	
1ヶ月以内	4	0	1	38	2	1	0	0	19	57	1	0	0	13	1	6	—	7	38	8	4	—	200	4%	
半年以内	15	0	3	21	5	0	0	3	30	0	4	0	0	22	1	8	—	13	42	37	28	—	232	4%	
通年	4	0	0	2	0	0	0	0	14	22	0	0	0	8	29	14	—	12	34	0	13	—	152	3%	
その他	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	—	0	0	0	16	—	30	1%	

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(11)

～ 時間 ～

テレワークの実施時間については、1日としたものが多いが、半日、時間単位でのテレワーク実施も確認できる。

時間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合
1日	92	2	6	152	7	33	13	3	65	155	16	1467	18	35	68	133	—	108	1844	348	40	220	4,825	77%
時間単位(半日含)	13	4	1	17	2	7	42	0	7	158	2	—	90	4	110	16	—	55	663	21	36	199	1,447	23%

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(12)

～ 実施頻度 ～

テレワークの実施頻度については、年数回としたものが最も多い。なお、月数回、週数回としたケースも存在した。

実施頻度	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合
週数回	3	0	0	8	1	2	0	2	1	0	0	—	—	5	3	5	—	31	7	105	4	1	178	3%
週1回	0	0	0	122	4	1	0	0	7	5	0	—	—	15	1	30	—	1	29	222	2	0	439	9%
月数回	2	0	3	16	2	1	2	0	1	3	0	25	—	11	12	0	—	6	35	10	3	2	134	3%
月1回	1	0	0	0	0	2	0	1	2	1	0	—	—	0	8	0	—	4	166	12	2	2	201	4%
年数回	84	6	4	0	0	9	55	0	15	22	51	442	—	7	87	0	—	80	1859	10	47	144	3,876	75%
その他	12	0	0	23	0	19	0	0	45	22	12	0	—	0	70	111	—	0	0	10	0	20	344	7%

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(13)

～ テレワークを実施した職員の主な業務内容① ～

テレワークを実施した職員の主な業務については、各種会議等の資料作成業務が多く該当した。「その他」についても、資料作成業務と回答したものが多かった。(次ページ参照)

業務内容	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計(人)	割合
国会業務	1	0	0	2	0	0	1	0	1	2	0	—	0	0	7	—	—	0	—	1	—	30	45	2%
予算・税制業務	4	0	0	5	1	0	3	0	0	1	0	—	0	4	0	—	—	3	—	3	—	6	30	2%
法令制定業務	1	0	0	1	0	0	3	0	1	0	0	—	0	0	0	—	—	0	—	2	—	0	8	0.4%
調査・統計業務	2	0	0	6	0	0	1	0	0	26	1	—	12	6	5	—	—	9	—	11	—	21	100	5%
各種会議等の資料作成業務	63	0	0	3	0	0	15	0	36	0	5	—	0	21	20	—	—	36	—	272	—	1	472	25%
各種会議等の調整業務	2	0	0	5	0	1	0	0	7	0	1	—	0	25	3	—	—	4	—	16	—	7	71	4%
庶務業務	1	0	0	20	2	2	6	0	9	4	0	—	0	1	9	—	—	28	—	27	—	3	112	6%
メール問い合わせ対応	9	0	0	4	0	1	0	0	70	0	1	—	0	21	15	—	—	0	—	42	—	15	178	10%
管理職業務	10	1	0	0	1	2	0	0	0	22	5	—	0	1	0	—	—	0	—	34	—	1	77	4%
その他	16	5	7	35	3	31	26	3	0	0	4	—	96	9	1	146	—	42	—	24	—	334	782	42%

注1: 表中の「—」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。

注2: テレワークの実施に当たっては、1人の者が複数回行っているケースがあり、上表では、それら全ての場合を計上した上で比率を算出している。

1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(14)

～ テレワークを実施した職員の主な業務内容②～

テレワークで実施した業務として「その他」と回答したものには、以下の業務が存在した。

- 決裁資料作成
- 研修資料作成
- 監査関係資料作成
- 講演資料作成
- 人事・給与関係資料作成
- 情報セキュリティ関係資料作成
- 働き方改革関係業務
- 翻訳業務
- 通訳業務の準備
- 弁護士コメント精査
- 企画立案業務
- 委託プロジェクトに係る調整業務
- データや共有フォルダの整理
- 広報業務
- 健康管理・防災関係業務
- レポート作成業務
- ホームページ改訂作業
- 入札手続きの準備
- 内部調整業務
- 審理関係業務
- 機構・定員査定業務

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (1)

テレワークの実施規定に関する設問の回答は以下の通り。当日申請が約半数の府省庁で可能、時間単位でのテレワークは8割超の省庁で可能である。

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (一：地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件								テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無	
			特定の部署	一定の勤務経験	一定の役職、職種	一定の目的	一定の業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他				その他の内容、要件の内容等
内閣官房	×	－		○								○	○	×
内閣法制局	×	－	○							○	テレワーク用端末の台数が限られている中で、多くの職員がテレワークを希望した場合には、育児・介護等の事情がある職員に優先的に割り当てるが、端末の台数に余裕がある限りは、それ以外の職員もテレワーク実施可能。	○	○	×
人事院	×	×				○			○			○	○	○
内閣府	×	○									(要件なし)	○	○	×
宮内庁	×	○		○							勤務経験1年以上の職員	○	×	○
公正取引委員会	○ (育児介護の場合)	○		○					○	○	情報セキュリティ対策の研修を受講していること、指定官職が業務遂行状況を監督することができること、担当している業務がテレワークに適しており、かつ、テレワークにより適正に業務が遂行できること、出勤した場合と同様の業務量を処理することができること、自宅がインターネットに接続可能な環境にあること、テレワークを実施することにより、課室等における業務運営に支障が生じないこと	○	○	×
警察庁	○	×				○				○	テレワーク実施に係る検討の資を得るため	○	○	×

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (2)

府省庁等名	テレワーク 当日の実施 可否	地方におけ る実施規定 の有無 (一：地方部 門なし)	テレワーク実施対象者の要件										テレワーク 実施場所へ の制限	時間単位で のテレワー ク実施可否	テレワーク 実施頻度 に関する制限 の有無
			特定の 部署	一定の 勤務経 験	一定の 役職、 職種	一定の 目的	一定の 業務内 容	勤務成 績・態度 遂行能 力	生産性 向上	その他	その他の内容、 要件の内容等				
個人情報保護委員会	×	—		○									○	×	○
金融庁	×	—	(要件なし)										○	○	×
消費者庁	○ (徳島オフィス)	—	(要件なし)										×	○	×
復興庁	×	○				○			○				○	○	×
総務省	○	○		○				○					○	○	○
法務省	×	○	(要件なし)										○	○	○
外務省	○	○(一部)	(要件なし)										○	○	○
財務省	○ (育児介護の 場合)	○(一部)						○					○	○	○
文部科学省	×	○				○			○				○	○	×
厚生労働省	○	○(一部)	(要件なし)										○	○	×
農林水産省	○	○(一部)	(要件なし)										○	○	×
経済産業省	○	○(一部)						○					○	○	○
国土交通省	○	○(一部)		○		○			○				○	○	×
環境省	○	○(一部)	(要件なし)										○	○	○
防衛省	○	○(一部)	(要件なし)										○	○	○
割合 (実施府省庁数)	55% (12)	88%※ (15)	5% (1)	27% (6)	0% (0)	23% (5)	0% (0)	18% (4)	18% (4)	14% (3)	何らかの要件がある割合: 68%(15)		95%(21)	91%(20)	45%(10)

※地方部門が存在する府省庁(17)を母数とした割合。

2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状							
	貸出用端末(タブレットを含む)の有無	席上端末の持ち帰りの可否	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)の可否	省内メールの送受信の可否	共有サーバーへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュール共有の有無	テレワーク実施者のWeb会議可否	公費負担による電話		チャット等の可否
									可否	(可の場合)電話の形態	
内閣官房	○	×	×	○	○	×	○	○	×		×
内閣法制局	○	×	×	○	○	×	○	×	×		×
人事院	○	×	×	×	×	×	×	×	×		×
内閣府	○	×	×	○	○	×	○	○	×		×
宮内庁	○	×	×	○	○	×	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	×
公正取引委員会	○	×	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出	○
警察庁	○	×	○	○	○	×	×	×	×		×
個人情報保護委員会	○	×	×	○	○	×	○	○	×		×
金融庁	×	×	○	○	○	×	○	×	×		×
消費者庁	○	×	×	○	○	×	○	×	×		×
復興庁	○	×	×	○	○	×	○	○	×		×
総務省	×	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出	○
法務省	○	×	○	○	○	×	×	×	×		×
外務省	○	×	×	○	○	×	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	×
財務省	○	×	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出	○
文部科学省	×	○	×	○	○	○	○	○	○	職員個人の携帯電話へ紐づけた公費負担による電話番号の付与	○
厚生労働省	○	×	○	○	○	○	○	○	×		○
農林水産省	○	×	×	○	○	×	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	×
経済産業省	×	○	×	○	○	○	○	○	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	○
国土交通省	○	×	×	○	○	○	○	×	×		×
環境省	○	○	×	○	○	○	○	○	×		×
防衛省	○	×	×	○	○	○	○	○	×		○
実施率(実施府省庁数)	82% (18)	18% (4)	32% (7)	95% (21)	95% (21)	41% (9)	86% (19)	55% (12)	36% (8)		32% (7)

[注1: 黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。]

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(1) (効果を認識した事項)

府省庁等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	合計	割合
育児・介護での就業継続	-	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	95%
災害、悪天候等による通勤困難への対応	-			○								○			○								4	19%
病気、怪我等による通勤困難への対応	-			○		○					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	52%
生産性向上	-			○				○		○	○	○		○	○	○			○	○		○	11	52%
テレワーク勤務への理解醸成	-			○	○	○	○				○	○	○		○	○			○	○	○		12	57%
その他(自由記入)	-	○				○	○		○	○							○		○		○	○	9	43%

<その他の内容は以下のとおり>

- ・若手を中心とした女性職員の増加、また、育児、介護により勤務時間に制約がある職員が増加しているところ、テレワーク勤務を行うことにより、公務の持続可能性の向上に役立った。
- ・テレワークのシステム整備に伴って、職員のテレワーク勤務への理解が醸成されている。
- ・フレックスタイム制や年休を併用することで、子供の学校行事等に参加しやすく、業務との両立に効果的であった。
- ・通勤時間を省略した時間を自己研鑽のために費やす等が可能となった。
- ・妊娠期間中の通勤負担の軽減になった。
- ・庶務業務等で効果的な運用が可能。
- ・78%の職員がテレワーク実施後、「今後もテレワークを実施したい」と回答。
- ・テレワークによりプライベートの時間が増え、子の送迎や通院の補助など、育児・介護の時間がいつもより確保できたとの声が多数あった。

[注1: 表中の「-」部分はデータの回答がなかった部分である。その場合、回答があったデータの中での割合を算出している。]

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(2)

(テレワーク推進に効果のあった取組①)

<制度見直し、施設等整備>

- ・ テレワーク利用端末の増、申請手続きの簡素化。
- ・ テレワーク実施者に対する利用状況調査を行い、同調査において要望が多かった申請手続の明確化や利用可能者の要件緩和(勤務経験期間を1年から6か月に短縮)などを内容とするテレワーク実施規程の改正を行ったことにより、利用機会の拡大を実現した。
- ・ 人事担当(企画等)とシステム室(機器の貸し出し)との連携。
- ・ コミュニケーションツールの導入等のシステム更改。

<普及啓発>

- ・ 「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」において、テレワークを推進し、それを全職員に周知している。また、総務課長等から職員に対し、テレワークの実施を促している。
- ・ ワークライフバランス推進強化月間中に事務総長から全職員にメールにて、テレワークを積極的に活用する旨のメッセージを送付した。
- ・ テレワーク月間に際し、事務次官から職員に対し、テレワークの普及啓発を内容とするメッセージを発信した。
- ・ テレワーク・デイやテレワーク月間等、人事課から文書を発出する等してテレワーク実施を促した。また、庁内会議等で人事課より実施を促す指示を行った。
- ・ 育児・介護を行う職員に対し、WLB推進強化月間中、テレワーク利用のメリットを示してテレワークの活用を促したところ、当該職員によるテレワーク実施回数が同月間中のテレワーク実施回数の半数以上を占めた。
- ・ 平成28年度から取組んでいる「テレワークお試し月間」や年間を通じて、制度や活用事例の周知を行い、テレワーク体験を希望する職員に対して、広く実施を促した。
- ・ テレワーク・デイにおいて、各課1人を目安にテレワークを実施する取組。
- ・ 職員掲示板による周知。
- ・ 年度初めやゆう活実施時等にテレワークの周知を行った。
- ・ 人事担当(企画等)とシステム室(機器の貸し出し)との連携。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(3)

(テレワーク推進に効果のあった取組②)

<普及啓発(続き)>

- ・ 大臣、次官からのメッセージ発信。
- ・ テレワーク日に幹部職員が積極的にテレワークを実施。
- ・ テレワーク日に合わせて、テレワークウィークを設定し、テレワークを奨励。
- ・ サテライトオフィスを活用した自宅外でのテレワーク推奨。
- ・ 復職予定者向けの育児懇談会においてテレワーク制度を紹介、実施規程の見直しを行った。以上の職員全員がテレワーク体験を実施。
- ・ 年2回のテレワーク推進月間の設定や、同月間における職員に対する政務や幹部職員によるテレワーク実施の呼びかけ、事務手続の簡素化。
- ・ 7、8月は部局庁の課室長以上の管理職(各部局庁1名程度)及び管理職以外の職員(各部局庁3名程度)約40名が体験テレワークを実施。また、11月以降、毎月体験テレワーク期間を設定し、体験テレワークを実施。これらの取り組みによりテレワークに対する職員の理解度が深まった。
- ・ テレワーク・デイのほか、9月～11月に部局単位に一定数のテレワーク用PCを割当ててテレワーク体験を実施。あわせて、職員周知用のチラシを作成・配布。
- ・ 周知・啓発活動、実施要領の改正、説明会を実施した。

<職員へのアンケート調査結果>

- ・ ワークライフバランス推進月間後のアンケート調査では、本期間中に初めてテレワークを実施した職員が実施職員の約7割を占めており、今までテレワークを実施したことのない職員へテレワークを実施してもらう契機となった。また、実施者の約8割は今後もテレワークを継続的に実施したいとの回答があった。
- また、9月以降の月1テレワークの導入後は、一般職員も含め毎月数百人単位でテレワークを実施しており、テレワークの定着に寄与している。

3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価(4)

(テレワークを実施した職員への満足度調査の実施状況)

府省庁等名	内閣官房	内閣法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省	合計 (府省庁)	全府省庁 (22)に占める割合(%)	
実施している		○		○						○		○	○	○		○		○	○	○	○			11	50%
実施していないが 今後検討						○	○		○		○						○							5	23%
実施していない	○		○		○			○							○							○		6	27%

<職員の声>

- ・家事や育児にゆとりが持てた。
- ・通勤時間がなくなることによって時間が有効活用できた(家事・育児・介護、自己研鑽、お子様のお迎え・通院)
- ・通勤がないことにより、疲労感なく業務に従事することが出来た。
- ・通勤不要のため、睡眠不足やストレスが解消され、リフレッシュできる。

<要望や懸念>

- ・育児中の職員から、実施日の申請期限の短縮化について要望。→実施要領の改正を行い、育児・介護等の理由がある場合には当日の申請も可能とした。
- ・テレワーク開始時の申請手続きが分かりにくいとの意見。→手続方法の資料を周知するとともに、速やかに承認がおりるよう決裁ラインの見直しを実施。
- ・上司・同僚とのコミュニケーションが不足しがちである。→チャット機能等によるコミュニケーションツールの拡充を検討予定。
- ・申請期限の短縮(現在本庁は原則として実施日の3日前に申請が必要)など →申請への対応については、実施日2日前等の申請でも状況に応じて柔軟に対応。
- ・テレワーク中に口頭による連絡・指示・意見交換等が可能となるようにしてもらいたいとの要望。→平成31年1月に全ての職員の業務用パソコンにコミュニケーションツールを導入し、テレワーク中の職員と口頭による連絡等が可能となる予定。
- ・混雑している通勤電車中にテレワーク用パソコンを持ち運ぶのが負担だという意見があった。→セキュアブラウザ方式を採用予定。
- ・テレワーク用貸出端末が重く、持ち運びに不便。設定の手続きが煩雑。→本省において平成30年度から自席の業務用端末を容易に持ち運び可能なものに順次変更し、テレワークで使用可能とする予定。
- ・一般職員へのテレワーク拡大後、テレワーク実施の際の事前登録テレワーク中の幹部への説明や課内の複数の職員との打ち合わせの難しさについての声が多くあった。→基盤システムの更改に伴い、より持ち帰りに適した軽量PC(タブレット型、ノート型の2種類)を導入、併せてWEB会議や資料の同時編集も可能とするなどの環境整備を実施した。今後は、これらのシステムのテレワーク中のさらなる活用を進めるべく、周知や試行などを実施する予定。

4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題

ルール・制度面	ITシステム面	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間中の職務遂行状況を確認することが困難である。 ・申請に対する上司の承認等の手続を完了させるためには一定の時間を要するため、申請は原則1日前と設定しているところ、申請期日の短縮が可能かについて引き続き検討する予定。 ・今後対象職員の範囲を制限することなく全職員に広げるべきであるという意見が出ている。 ・急な対応が必要な部署などでは、代替要員の確保が必要。 ・テレワークを利用し易いよう更なる手続きの簡素化を検討中。 ・在席確認機能の設置についても検討。 ・テレワーク利用者の通勤費精算の簡素化を検討。 ・年2回のテレワーク推進月間における、テレワーク勤務の申請・承認手続の簡略化を実施した。今後、推進月間以外でも手続の簡略化を実施予定。 ・一部地方局における対象職員範囲の拡大。 ・厳密な勤怠管理が困難（特に管理職から） ・現在は本省に勤務している職員に限られているため、地方事務所等職員についても実施できるよう検討を行っている。 ・テレワーク勤務開始・終了の連絡及び実施計画・報告書の作成を行うこととしているが、これらの作業に時間を要するため簡素化してほしいとの意見があり、現在検討を行っている。 ・実施場所を職員の自宅限定としているため、範囲を広げてほしいとの意見があった。 ・サービス（職務専念義務との関係でどこまでが可能かなど）や超過勤務の扱い（在宅で国会待機を行った場合、その時間のすべてを超過勤務と認めるかなど）の整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間中の勤怠管理、在籍確認、職務遂行状況を確認のためのシステムの導入と、確認コストとの兼ね合い。 ・ペーパーレス化が行われていない業務について自宅等で実施できない。 ・テレワーク用端末の台数を増やさないとテレワーク実施数も増えない。 ・平成30年度内に実施する既存LANシステムとインターネットとの分離後の政府共通プラットフォームのリモート接続サービスの利用に係る今後の懸念（平成32年度末の同サービス終了後の環境継続に係る懸念。） ・現在はOutlookのメール機能を利用してコミュニケーションをとっているが、今後、チャット等の手段も検討していく。 ・テレワーク中も省内会議に参加できるようWeb会議環境整備についてLANシステム更改時に可能性について検討。 ・現行は、Web会議を実施するに当たって、事前申請が必要となっており、簡易に利用できないが、平成30年7月のシステム更改後は、事前申請が不要となる予定。 ・テレワーク用PCの持帰りが負担。 ・インターネット接続が難しい、パソコンの立ち上がりや動作が遅いなどの声が多かった。 ・システムの通信（無線LAN）が脆弱であるため、通信に負荷（サイズの大きいファイルのダウンロード等）が掛かると通信が切れてしまい、再度ログインが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員規模が小規模の省庁の場合、国会対応等の在庁職員による職務遂行のための必要な体制を確保する必要があること、職務における外部機器や通信手段の利用等（私用の携帯端末の利用等）についてセキュリティ上の厳格な対応を求められていること等から、このような点を考慮しつつ、テレワークを推進していくことが必要であると考えている。 ・在庁する職員に業務のしわ寄せを生じさせないこと、テレワーク環境下での迅速な意思決定や円滑なコミュニケーションを実現するための方策の確立等。 ・私用携帯電話では通話料がかかってしまうため公用携帯の貸し出しを希望する声があった。 ・テレワーク制度への理解や経験の不足から、上司や職場からの理解が得にくい等の意見があったため、平成30年度においては、管理職等も含め一層テレワーク制度の周知・理解の醸成に努めることとしたい。 ・端末について、持ち出しが可能である一方、持ち出し時に落としてしまったり何らかの事故が生じた際に保険はどうなっているのか？という声があった。保険の加入有無等、今後も要検討である。

推進計画のフォローアップ結果

1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的						
	育児・介護での就業継続	災害・悪天候等による通勤困難への対応(訓練含)	職員の病気・怪我等による通勤困難への対応	生産性向上	その他	目的は定めていない	自由記入欄
内閣官房	○	○	○	○	○		
内閣法制局					○		柔軟な働き方を可能とするため。
人事院	○			○			
内閣府	○	○	○	○			
宮内庁	○				○		ワークライフバランスの推進
公正取引委員会	○	○	○				
警察庁	○				○		
個人情報保護委員会	○			○			
金融庁					○		業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、職員がライフスタイルに合わせて選択できるようにする。
消費者庁	○	○		○	○		通勤負担緩和
復興庁	○		○	○			
総務省	○	○	○	○	○		テレワークの利用登録にあたっては、理由を聞いており、その理由については「育児・介護」のほか、「その他(詳細まで聞いていない)」としており、左記目的の各項目についても該当し得るもの。
法務省						○	特定の目的がなければテレワークが認められないとすると、テレワークの推進に影響を及ぼすため

1. 推進計画（テレワークの目的）

府省庁等名	テレワークの目的						
	育児・介護での就業継続	災害・悪天候等による通勤困難への対応(訓練含)	職員の病気・怪我等による通勤困難への対応	生産性向上	その他	目的は定めていない	自由記入欄
外務省	○	○	○	○			
財務省	○	○	○	○			
文部科学省	○		○	○	○		テレワーク勤務への理解醸成のため、試行によるテレワークの体験実施
厚生労働省	○	○	○	○			育児や介護など配慮を要する職員をはじめ希望する者全員について、テレワークを活用させ、職員全員が年2回、テレワークを実施することを目標とする。
農林水産省	○		○		○		在宅勤務に従事することにより、通勤による負担が軽減され、公務能率の向上が期待されることに加え、特に、妊娠、育児、介護及びケガ等の事情を抱える職員にとって、テレワークは仕事と生活の調和(ワークライフバランス)を実現する上で有効な働き方の一つであることから、職員のテレワークを推進する。
経済産業省						○	目的は定めていない
国土交通省	○	○	○	○			
環境省					○		ワークライフバランスの推進
防衛省	○			○			
合計	17	9	11	13	10	2	
割合	77%	41%	50%	59%	45%	9%	

2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	平成30年度(2018年度)	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
内閣官房	前年度比増を目指す。	
内閣法制局	6人日	・内閣法制局は長官以下の定員数が78名の小規模な組織である上、このうちの約3分の2が法令審査業務若しくは国会対応業務の従事者又は育児時間の取得等の勤務時間に制限のある者であるため、実施者の拡大には限界があるところ、フレックスタイム制度と同様に、在庁職員による職務遂行のための必要な体制(官執勤務時間中の執務体制)を確保する観点から、実施者等の意見を踏まえつつ、平成30年度は6人日、平成31年度は6人日、平成32年度は7人日のテレワークの実施を目標としている。
人事院	前年度実施(76人日)を超える人日数	前年度の実施人日数を上回る実施人日数とするため。
内閣府	「チーム型」のテレワークを実施し、その結果を踏まえながら、改善すべき点等の検討を行い、本格実施を目指す。	「国家公務員テレワーク・ロードマップ」のステップ2を実施。
宮内庁	10人	大幅な増加は見込めないが、少しずつでも実施数を増やしていきたい。
公正取引委員会	34人(376人日)	前年度の実施人数(実施人日数)を上回る人数
警察庁	昨年度より実施職員数を増加させる。	着実にテレワークを普及させるため。
個人情報保護委員会		平成28年度に引続き試行を実施することにより、職員の要望等を聴取する。また、平成30年度には育児介護等の事情がある職員で希望する者は可能な限り実施できるようにし、その他の職員についても、希望があれば実施できるようにする。
金融庁	100人の利用を目標とする。	平成32年度までの目標(160人)達成に向けて段階的に目標値を設定。
消費者庁	常勤職員の10%以上が実施	前年度目標から定員の2%程度の実施者増を想定。
復興庁	21人	常勤職員数の6%以上が実施。
総務省	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施する(実施年度を明記していない)。	テレワークを勤務形態の一つとして定着させるため、テレワークのニーズが高い育児・介護職員の利用を促すとともに、管理職員が率先してテレワークを利用することにより、テレワーク実施の機運を醸成し、職員に積極的な利用を促すため。

2. 推進計画(直近1年間)

府省庁等名	平成30年度(2018年度)	
	実施職員数 ※人数について目標を設定している場合	目標の設定理由等
法務省		試行段階であるため。
外務省	100人	昨年度実績38名の2倍以上の利用者拡充を目標とする。
財務省		必要な者が必要な時に実施できる環境維持。
文部科学省	職員のうち7.5%程度の利用を目標とする。	平成32年度までの目標(10%以上)達成に向けて段階的に目標値を設定。
厚生労働省	6,800人日	「2020年度までに、業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする」ことを踏まえ、本省職員全員(約3,400人)が平均して年2回テレワーク勤務を行うことを目標としている。
農林水産省	一部地方支分部局等において、テレワークを実施	
経済産業省	本省全対象職員が平均して年2回のテレワークを実施することを目標とする。	テレワークを勤務形態の一つとして定着させ、各職員のテレワークに対する懸念や抵抗感を払しょくし、省内全体のテレワークに対する理解を深めるため。
国土交通省	職員等が必要に応じ、自宅でテレワークを行うことが可能となるような環境を整備する。	ニーズに応じてテレワークを行うことが可能となるよう環境を整備し、働く場所の柔軟化を図るため。
環境省	95人	本省職員の5%以上
防衛省	各機関における試行を実施	本省内部部局の利用状況を踏まえ、31年度から各機関の利用開始を目指して検討を実施。

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

(2) 制度面の推進計画

② 申請期日の短縮化への取組

※ 育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画						※前々項で「ない」を選択した場合のみ短縮する予定がない理由を記入(自由記入)。
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			
				ある	検討中	ない	
内閣官房		○	2営業日前		○		テレワーク利用端末ごとに個人設定が必要なため、困難な部分もあるが、引き続き検討予定
内閣法制局		○	1日前		○		セキュリティ面のほか、テレワーク用端末の運用面等について、当日申請を可能とするための検討を行う。
人事院		○	14日前		○		平成30年10月のLANシステム更改を契機に、申請期日の短縮について検討予定。
内閣府		○	2日前		○		職員の利用状況等を踏まえ検討する。
宮内庁		○	約7日前			○	申請後に審査(決裁)を要する。 また、PCの環境設定が必要なため。
公正取引委員会	○	○	1日前 ただし、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。		○		申請は原則1日前であるが、育児や介護の状況に応じてテレワークを実施する当日の申請を認めることとしている。今後、申請期日の短縮が可能であるかについて検討することを予定。
警察庁	○			—	—	—	現在、当日での申請を認めているため。
個人情報保護委員会		○	1日前			○	試行期間のため、本格導入時に検討予定。
金融庁		○	1日前			○	すでに前日申請(例外として当日も可能)としているため。
消費者庁		○	3日前 ※ 消費者行政新未来創造オフィス(徳島)では、当日貸し出しを実施。		○		1～2日前への前倒しの可能性を検討
復興庁		○	5日前	○			平成31年1月以降、自席端末の持帰りによるテレワークが可能となる予定。これにより、PCの環境設定に要する期間が短縮される。

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

(2) 制度面の推進計画

② 申請期日の短縮化への取組

※ 育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画							
	② 申請期日の短縮化への取組							
	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※ 前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入(自由記入)。	※ 前々項で「ない」を選択した場合のみ 短縮する予定がない理由を記入(自由記入)。
ある				検討中	ない			
総務省	○	○	・ 当日申請: 育児・介護職員で当日、急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合、災害対応若しくは国会等の答弁対応が必要な職員であって緊急を要する場合及び出張時の場合等において業務を行う場合 ・ 事前申請: 1日前(当日申請に記載をしている緊急を要する職員以外)		○		天候に起因する当日又は前日退庁後の申告によるテレワークの実施を可能とすることについて検討中	
法務省		○	1日前			○		施行段階であるため。
外務省	○	○	原則、テレワーク実施日の3日前までに要申請。やむを得ない理由により、テレワーク用パソコンの貸与を希望しない者については、所属課室の承認を得た上で、当日のテレワーク申請を認めている。		○		当日申請も認める方向で検討中。	
財務省	○	○	育児介護職員の場合当日申請可能					
文部科学省		○	2日前		○		実施要領上、開始2日前までに申請することとしているが、育児もしくは介護に携わっている職員であって、当日、急遽、育児等を要することとなり、その後、当該育児等が終了し勤務できる状態になった場合、又は災害対応もしくは国会対応等の緊急性があり真にやむを得ない場合には、電話等で所属長等の了解を得た上で、テレワークを実施することができるとしている	

3. 推進計画(申請期日の短縮化への取組)

(2) 制度面の推進計画

② 申請期日の短縮化への取組

※育児・介護、国会対応等で当日申請でもテレワークを取得できるようにするための今後の取組予定等を記入

府省庁等名	当日申請	事前申請	実施日から逆算した申請期日	今後の検討予定			※前項で「ある」、「検討中」を選択した場合のみ記入 具体的な予定取組内容を記入(自由記入)。	※前々項で「ない」を選択した場合のみ 短縮する予定がない理由を記入(自由記入)。
				ある	検討中	ない		
				厚生労働省	○			
農林水産省	○			—	—	—		
経済産業省	○			—	—	—		
国土交通省	○			—	—	—		
環境省		○	1日前		○		当日申請でも取得できるよう検討中。	
防衛省	○			—	—	—		
合計	10	16		2	9	4		
割合	45%	72%		13% ※	56% ※	25% ※		

※事前申請が必要な府省庁(16)に占める割合

4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

「掲示板・メールによる情報発信」、「テレワーク実施要項・マニュアル等の配布」による取組予定が多い。

府省庁等名	(2)制度面の推進計画					補足等、自由記入 補足事項
	③テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メール による情報発信	説明会の 実施	テレワーク実 施要項・マニ ュアル等の配布	幹部職員等に よるメッセージ 発信	その他	
内閣官房	○				○	テレワーク利用端末の増、申請手続きの簡素化
内閣法制局	○			○		
人事院	○			○		
内閣府	○		○			
宮内庁	○	○	○			
公正取引委員会	○	○	○			
警察庁		○	○	○		
個人情報保護委員会	○			○		
金融庁	○		○			
消費者庁	○		○		○	消費者行政新未来創造オフィスにおける積極的な実施
復興庁	○	○	○	○		
総務省	○		○	○	○	テレワーク・デイズに合わせたテレワークウィークの設定、テレワーク・デイズでの集中的実施を呼びかけ予定
法務省					○	施行段階であるため未定。

4. 推進計画（推進に向けた積極的取組み予定）

府省庁等名	(2) 制度面の推進計画					
	③ テレワーク推進に向けた積極的取組み予定					
	掲示板・メールによる情報発信	説明会の実施	テレワーク実施要項・マニュアル等の配布	幹部職員等によるメッセージ発信	その他	補足等、自由記入
外務省	○	○		○		テレワークに関心があるものの、テレワーク勤務の具体的なイメージやテレワークでの業務の進め方が分からないという意見を踏まえ、テレワーク利用者を囲んだ懇談会を実施予定。
財務省	○	○	○	○	○	テレワーク推進に向けた実施規程の見直し・検討
文部科学省	○	○	○			前年度に引き続き、「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間、「テレワーク・デイズ」、「テレワーク月間」等の政府全体の普及推進の取組に応じ、試行によるテレワークの体験実施を推奨する取組や、全省への周知活動・説明会の開催等を通じ、管理職級以上も含めたテレワーク制度への一層の理解に向けた意識醸成を図る。
厚生労働省	○	○	○	○	○	厚生労働省テレワーク推進月間(30年7～8月及び30年12月～31年1月を予定)の設定やテレワーク・デイズ(30年7月23日～7月27日)におけるテレワーク勤務の推進
農林水産省	○	○	○	○		
経済産業省	○	○	○	○		テレワーク・デイズ等で、テレワーク中の業務効率の向上に向けて、web会議等の活用を促進し、テレワークの実施をさらに推進していく。
国土交通省	○		○			
環境省	○					
防衛省	○	○	○	○		
合計	20	11	15	12	6	
割合	91%	50%	68%	55%	27%	

5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改スケジュール	②テレワーク端末(ハードウェア)の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし -導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし -導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端末(タブレット含)	席上端末持ち帰り	私用端末利用(貸出USB型機器を含む)等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	Web会議	チャット
内閣官房	内閣官房が利用する内閣府LANの次期更改は平成31年1月を予定している。	×※	○	×	-	-	○	-	-	○
内閣法制局	次期LANシステムの更改は平成33年1月を予定している。	-	△	△	-	-	△	-	△	△
人事院	平成30年10月のLANの更改に合わせてリモートアクセス環境を整備する予定。	-	○	×	○	○	○	○	×	○
内閣府 宮内庁	平成31年1月更改予定	×※	○	×	-	-	○	-	-	○
公正取引委員会	平成30年6月末までの試行を経て、平成30年度内に政府共通プラットフォームのリモート接続サービスの利用を開始。	-	×	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	平成31年度にシステム更新予定	△※	△	△※	-	-	×	×	×	×
個人情報保護委員会	内閣府のシステムを利用しているため、内閣府のスケジュールによる。	×※	○	×	-	-	○	-	-	○
金融庁	平成27年7月より総務省が提供する政府共通プラットフォーム外部接続環境提供サービスを利用。システム機能の拡充等(スケジュールを含む)については、同サービスを所管する総務省にて検討。	×	△	△※	-	-	△	-	△	△
消費者庁	平成30年度に消費者庁LANを更改予定	△※	△	×	-	-	△	-	△	△
復興庁	次期LANシステムの更改は平成31年1月を予定している。	×※	○	×	-	-	○	-	-	○
総務省	平成33年度にLAN更改を予定	×	-	-	-	-	-	-	-	-

※現在当該機能を導入済であるが、今後の整備・拡充予定においては検討中または導入予定なしの機能。

5. 推進計画（システム更改スケジュールと現状の整備状況）

府省庁等名	①システム更改スケジュール	②テレワーク端末（ハードウェア）の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし —導入済			③テレワーク機能の整備・拡充予定 ○導入予定あり △検討中 ×導入予定なし —導入済					
	※システム更改時期及び政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用予定を含めて具体的に記入。	貸出用端末（タブレット含）	席上端末持ち帰り	私用端末利用（貸出USB型機器を含む）等	省内メールの送受信	共有サーバーへのアクセス	在席確認	共有スケジュール	Web会議	チャット
法務省	平成29年4月に政府共通プラットフォーム（外部アクセス機能）に関する通知を发出了した。	—	×	—	—	—	×	×	×	×
外務省	平成32年度の外務省LANシステム更新に併せ更改を検討予定。	○	×	×	—	—	△	—	△	△
財務省	平成29年6月更改済	—	×	—	—	—	—	—	—	—
文部科学省	平成33年1月以降。	×	—	×	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	平成30年7月予定	×※	○	○	—	—	—	—	—	—
農林水産省	府省内LANについて、平成30年度に2次統合及び平成31年度に更改を実施予定。	—	○	△	—	—	○	—	○	○
経済産業省	未定	—	—	×	—	—	—	—	—	—
国土交通省	次期更改は2019年度（平成31年度）を予定。外部アクセス機能の整備について抜本的な対応を行う場合は、更改時期に合わせて検討することが必要。	○	×	○	—	×	—	—	△	△
環境省	システム更改時期は32～33年度の間。 ※政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境の利用は次期システム構築の際に検討予定。	—	—	×	—	—	—	—	—	○
防衛省	平成34年3月予定	—	×	—	—	—	—	—	—	—
導入予定ありまたは導入済（※印の府省庁も含む。）の府省庁数		18	11	9	22	21	15	20	13	14
割合		82%	50%	41%	100%	95%	68%	91%	59%	64%

※現在当該機能を導入済であるが、今後の整備・拡充予定においては検討中または導入予定なしの機能。

【全体】

- 本府省庁におけるテレワーク実施職員数は着実に増加しており、職員総数に占めるテレワーク実施者の割合が10%を超えた。
- 府省庁等別に割合を見ると1%から52%まで開きがあるが、平成30年度の推進計画においてそれぞれが段階に応じた目標を設定し取り組むこととしている。

【課題と対応について】

- **課題:** 端末の台数不足や、初期設定に時間を要する等により、テレワーク実施申請に時間を要する。
対応: 貸出端末の増加、貸出手続の簡素化や決裁ラインの見直し、育児、介護等で急用ができたり、国会対応等の緊急性の高い業務の際には優先的に端末を貸与するなどにより、システム面、制度面両方での申請期限短縮化が実施または検討している。あわせて、端末貸出から自席端末持ち帰りへの方式変更による申請期間の短縮化を実施または検討している府省庁等もある。
- **課題:** 上司や職場の同僚等からテレワーク勤務への理解が得にくい。
対応: テレワーク・デイ、ワークライフバランス推進月間、テレワーク月間等の期間に集中的に取り組むほか、各府省庁等独自で体験テレワーク期間、テレワークウィークなどの期間を設定することで理解を深めている。集中取組期間を設けた結果、集中取組期間中にテレワークを実施した職員のうち初めて実施した者が約7割を占め、そのうち8割が今後もテレワークを継続的に実施することを希望している、と回答した府省庁等が存在することからも、集中取組期間の設定はテレワーク勤務の理解や推進に効果があると考えられる。

【課題と対応について】(つづき)

- **課題**:テレワーク中に電話をする必要がある際、私用電話の通話料がかかる。
対応:8府省庁等では、携帯電話の貸出や私用携帯電話へのアプリケーション導入等による通話料の公費負担を実施している。
- **課題**:紙資料をテレワーク中に閲覧できない、省内の会議に参加できない。
対応:業務や資料のペーパーレス化やWeb会議の活用(12府省庁等で可能)は、業務の効率化の観点だけでなくテレワーク促進の観点からも必要である。
- **課題**:管理者の立場から、職務遂行状況の確認や厳密な勤怠管理が困難。
対応:コミュニケーションツールを導入し(在席確認機能を9府省庁等、チャット機能を7府省庁等が導入)、管理職自身がこれらツールを実際に活用することで、テレワーク勤務に即した職務遂行状況の確認などを始めている。